

「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和7年7月25日（金）～8月25日（月）
2. 寄せられたご意見 51件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
【前文】		
1	「子どもは社会の宝」そのとおりだと思います。おそらく、このことばは日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法にはない文言ではないでしょうか？昔、父や母、祖父母から聞いたように記憶しています。少子高齢化社会が顕著になりつつある現在、子どもにとっての「おじいちゃん、おばあちゃん」の役割も重要になってくるのではないでしょうか。テレビなどで帰省中の孫を微笑ましく見つめている高齢者の瞳は子どもたちの未来を駆せて、輝いているのではないでしょうか。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
2	「社会の宝」というのは社会から見た価値であり、子ども個々が本来的に価値を持っているという人権概念と相容れないものだと考えられる。子どもの権利条例は、子どもの権利行使主体性を重視するものであり、従来の健全育成条例とは完全に異なるものである。「いじめ、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー」などの課題が列挙されており、子どもを問題解決の担い手として動員するよう見える。それだけが目的ではないはず。列挙された権利侵害以外でも、例えばこれまで子どもに関する施策を実施する際に十分に子どもの声が聴かれなかったことも権利侵害である。それを権利侵害であったという自覚のない前文であると感じる。総じて大人目線の子どもの権利であると感じた。前文こそ子どもと一緒に作り、理念を共有すべきである。	条例の検討に当たっては、子ども達のご意見を聴き、いただいたご意見を踏まえ、前文に「大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である」と規定しています。
3	「自信と誇りを持ち～」のところは子どもの内心に関する事で、国家/自治体が干渉するべきではないと考えます。ここから、国家主義、排外主義、軍国化な	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	どが懸念されます。	
4	<p>前文に、ヤングケアラーを含む様々な立場、環境に置かれた全ての子どもを対象とした条例である旨が記載されていることはとても重要だと考えます。その上で、基本理念に「子どもが自らに自信と誇りを持ち」に「誇り」という言葉が使用されていますが、子どもが何に対して持つ誇りを示しているのか、理解するには違和感を感じる言葉づかいではないかと案じ解釈するには難しく感じました。「誇り」の意味として「名誉に思うこと」「自慢すること」と思われますが、おそらくは、子どもが子どもであること、「子どもが自信を持ち」と「自分自身を大切だと思う心を持ち」とつなげたい意図なのではないでしょうか。この文面の「誇り」は子どもにとって難しい概念かと考えます。</p>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
5	<p>前文に「子ども自らが、子どもの権利について理解を深めることが必要」という内容があり、このことが重要だと感じた。大人が、子どもが被害者にならないように見守ってあげることも必要だが、子ども自身が、何かあった時にこの状況がおかしいのではないかと気づくことができるようになることも必要なことだと思った。</p>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
6	<p>いしかわ子どもの権利基本条例素案の前文では、主に人権を意味することについて文書化されていますが、目的・定義・基本理念案からは、権利を意味することが文書化されています。制度・条例を制定する際に、権利と人権の違い・またその関連性が正しく認識されない、整理されないままに策定されると、子どもの人権保障のどの領域の権利擁護・権利保障に向けた条例なのかが理解されにくく感じます。</p>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
7	<p>いしかわ子どもの権利基本条例（案）は、石川県の子どもにとって必要だと考えます。2024年1月1日に能登を震源とする地震で辛い思いをしている子どもに寄り添うためにも、また、子ども自らが思いを発していいんだ、ということを伝えるためにも、この条例は、今、石川県に必要だと考えます。中でも、私は、前文を読み、感動しましたし、賛同します。その理由は、国連で採択、発効され、日本が1994年に批准国となった、子どもの権利条約の4つの特徴が明記されていて、中でも（育つ権利）（参加する権利）について明記されているからです。この条例（案）が、石川県民の皆さんに理解され、活かされることで、SDGsが協調している、誰ひとり置き去りにしない、という理念のためにも、ぜひ、この案が9月議会に提出され、採決（可決）されますよう、切望します。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

【目的】

8	<p>健全育成が目的に見える。「子どもの権利が尊重・保障される」こと自体を目的とし、子どもの声を聴き、施策に反映する仕組みをつくることを条例目的に位置づけるべきである。</p> <p>※健全育成条例は、主として青少年の非行防止や有害環境からの保護を目的として制定されるものであり、子どもを「守られるべき存在」として位置付ける色彩が強い。ここでは、子どもは保護の客体であり、社会や大人によって適切に導かれることが重視される。これに対して、子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもを固有の価値を持つ「権利の主体」として位置付ける点に特徴がある。目的は、子どもが生存・発達・保護・参加といった基本的な権利を享受できる社会を実現することであり、子ども自身が意見を表明し、その意見が尊重されることが重視される。すなわち、権利の保障を出発点と</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
---	---	-------------------------------

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	し、大人の役割はその保障を実現するための補完的責務として定められる。	
【定義】		
9	「子ども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としているが、実務上困難が生じないか。※18歳未満を子ども、それ以上を若者、とするなど、具体的な施策に繋げるための表現の方が良いのではないか。	「子ども」の定義は、年齢で一律に区切ることで必要な支援が途切れるこのないよう、こども基本法に準じて「心身の発達の過程にある者」としています。
10	どこからが子どもで、どこからが大人なのかが分かりにくかったです。18歳や20歳でも体が育っていなければ子どもなんですか？	
【基本理念】		
11	基本理念に、「子どもを含めた全ての県民が」とあるが、全員で子供の成長を見守る、全員で安心安全に暮らせる環境をつくるよう心がけることは重要なことであり、誰かだけが頑張る状態は良くないと感じた。その点で、県、市町、保護者、学校関係者、事業者、子ども・子育て支援団体、そして県民としてのそれぞれの役割が書かれている点は良いところだと感じた。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
12	子どもの権利が何なのかを示していない。せめて児童の権利に関する条約に示された権利のことをいう、くらいは示すべきではないか。	いただいたご意見も参考に、前文に「児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を社会全体で保障することが求められている」と規定しています。
【市町の責務】		
13	市町とどのように連携していくのか。担当はどこになるのか（首長部局/教育委員会）。子どもの権利条例のある市町は白山市と内灘町のみである。他の市町に条例策定を働きかけるのか。	条例には「市町の責務」として「国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努める」と規定しており、いただいたご意見も参考に今後取り組んでまいります。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
【保護者の役割】		
14	<p>子どものことを誰よりも知り、子どもが安心できることが一番大切だと思います。そのために、どんなことも受け入れてもらえる、尊重されている実感、失敗しても良いと思われる状況、環境が保たれているかと言われます。保護者（家庭）ならではのケアができているか…</p> <p>保護者として、自身が自律の力を持ち、自己コントロールできるようになれることが、それが愛情を感じ、心に余裕を持ち、保護者としての役割を果たすことに繋がると思います。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>なお、保護者の負担を考慮し、条例の「保護者の役割」に、保護者は「県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら」と規定しています。</p>
【事業者の役割】		
15	<p>仕事の充実が子どもとの繋がりにとても大切なことだと思います。共働き、転勤、単身、シングル…そんな中、子どもにやさしい町づくりに貢献できる事業者（企業）であるためには、事業者だけでは足りない部分を県や国など公の援助、保障できる具体策を持って（ex 賃金、人員、休暇？）事業者もより心ある対応ができると思います。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
【子ども・子育て支援団体の役割】		
16	<p>子どもが健やかに成長するために大切なこととして祖父母世代として思うことを提案します。様々大切なことはありますが子どもが安心いれる居場所作りだと思います。私は家庭がいちばんであると思います。しかし、2番目3番目の居場所作りです。子どもが小さい頃は、保育所・学童クラブなどがありますが小学校高学年～中高生の居場所は、家庭の他にないのではないかと思います。家庭の機能が不十分である場合、思春期という自分自身のことや他者との関係で葛藤する子どもたちを支援する場所を作つてあげることを希望します。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
【県民の役割】		
17	<p>県民の役割の冒頭、「県民は、基本理念にのっとり」の県民は、“県内全ての大人は”にしたほうが良いと思います。</p>	<p>子ども・大人を問わず全ての県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めるとともに、施策に協力することが</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	子どもは保証される立場なので、子どもも協力せよ、というのはおかしいかなと思いました。	重要であることから、ご指摘の規定としています。
【意見表明及び社会参画の促進】		
18	具体的にどのような環境を整備するのか。これから検討するとしても、条例策定時点ではどのような環境を整備したのか。	既に、子どもが随時意見を投稿できる「子ども・若者意見箱」の設置等に取り組んでおり、今後も条例の趣旨に沿って取り組んでまいります。
19	子ども会議、パブリックコメント等を実施する際は、大人と同様に、単に場を設けるだけでは不十分である。事前学習の機会や意見を言いやすい環境、ファシリテーターの派遣等が求められる。それだけの準備を整えることはできるのか。全員に集まってもらって声を聴かせてもらうことは困難であるが、その際、公平性と代表性を保障することが求められる。県域でどのように進めていくのか。	子どもの意見表明に当たっては、様々な配慮や工夫が必要であり、いただいたご意見も参考に今後取り組んでまいります。
20	「意見を表明し」が何を指すのか。児童の権利に関する条約12条1項にあるように、自己に関することについて意見を表明する機会及びそれが正当に重視されることを保障したい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
【広報啓発】		
21	広報啓発に関して、今現在行われている活動や取り組みについても十分に知らないことがあるので、私たちが情報をより集めなければならず、受け取れるようにならなければならないのはもちろんだが、それと同時に広報の方法を工夫するなどしてより広まるようになると良いなと感じた。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
22	子どもを守るために県、市町、保護者、学校関係者、県民と多様な立場の人々が心がけるべきことが条文ごとに明記されている条例であり、自分が子どものために何を行えるのかを考えるきっかけを与えるものであると感じました。 この条例を各職場や公共施設に提示する形を取れば、子どもが健やかに生活できる環境を形成するために行動しや	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	すぐなるのではないかと思います。例えば、保護者であれば育休を取得しやすくなったり、学校関係者であれば様子が普段とは異なる児童を気にかけ親身になって話を聞くなどの行動を取ることです。	
2 3	子どもが子どもの権利を知るための施策は「広報啓発」に含まれるのか。そうであれば、具体的にどのような施策を講じるのか。既存の取り組みを位置付けるのか、それとも新規事業を立ち上げるのか。学校における取り組みは「学校関係者等の役割」の対象と思われることから、それ以外の取り組みについて知りたい。	子どもが子どもの権利を知るため、リーフレットを作成し、周知していく予定です。
2 4	国連子どもの権利委員会（2009）「一般的意見 12 号」では「意見を聽かれる子どもの権利を実施するための段階的措置」として、「準備」「聴聞」「子どもの力の評価」「子どもの意見がどの程度重視されたかに関する情報（フィードバック）」「苦情申立て、救済措置および是正措置」という措置が取られることを求めている。条例案のパブリックコメントは、従来の他の条例と同様に、特に告知することなくホームページ上で公開し、実施されたと思われるが、そのやり方を子どもに適用しては、十分な「準備」が行われたとは言い難い。十分な情報提供と聴聞の環境の整備が不可欠であり、条例策定の段階から広報啓発が不十分であったと言わざるを得ない。	子どもの意見を聴く取組については、対面での意見交換会（8月・11月）を開催したほか、ウェブアンケートを実施いたしました。それぞれの結果については、以下に掲載しております。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenrei_jyorei/kenrei_jyorei.html
2 5	基本条例（子ども版）に書かれていた「みんなが子どもの権利についてもつと知って」という一文が全てだと感じました。県民が意識を高め理解を深めるための広報活動は恒久的に行っていくべきであるし、それは被災地であっても同じであると考えます。現在、東日本大震災を経験した当時の子供たちに重い精神疾患を患っている人が多いと宮城県在住の知人から聞きました。当時は甚大な被害を大人も子供も被り、生きていく	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>のに必死だったため、子供たちにかまつてあげられなかつた親や孤児になつてしまつた子供たちが、愛され、信じてもらい、自信と誇りを持ち、夢や希望を抱く。そんな当たり前の営みを経験できずに育つたため苦しんでいる若者が増えていると言われているそうです。この事を教訓に、能登半島地震の被災した子供たちには一人もそんな思いはさせないためにも、きめ細かい支援と継続的な広報活動を行っていくべきだと思います。それにはすべての石川県民の協力が必要であるし、私たちも努力していくべきであると改めて思いました。“条例を制定して終わり”にならぬよう、子どもたちを皆で守りたいと思います。</p>	
【相談体制の充実】		
26	<p>保護者自身が安心して子育てができる気持ちとなるよう、できるならば、「相談体制の充実」のところに、保護者自身が相談できる体制づくり、というものが何か入つたら、より子どもを育てる親が安心できる、そんな県民に寄り添つた条例となるのでは、と感じました。保護者や事業所・学校関係者など子どもと相対する立場の方の視点に立つた内容を盛り込むのが、そもそも筋から外れてしまうようであれば、この条例とは別の、例えばサブ条例のようなもの、子どもの人権を守るために子どもとかかわる人のためのもの、があれば良いなと思いました。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例に以下のとおり規定しています。 「県は、子どもの権利の擁護を図るために、子ども及び保護者その他の関係者からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする」</p>
27	<p>具体的にどのような手立てを講じるのか。既存の取り組みを位置付けるのか、それとも新規事業を立ち上げるのか。</p>	<p>既存の相談窓口や支援機関の活用のほか、今後もきめ細かい相談対応ができるよう取り組んでまいります。</p>
【権利擁護】		
28	<p>独立した第三者機関が設けられていない点が不十分である。県の施策を監視・評価し、権利侵害に対応するため、子どもコミッショナーや子どもの権利委員会を設置すべきである。独立性を有</p>	<p>これまでも権利侵害があつた子どもに対し、各相談・支援機関により対応してきたところであり、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	し、調査権や勧告権を備える機関が存在しなければ、権利擁護は実効性を欠くと思われる。	
【権利擁護・推進体制の整備】		
29	それぞれに必要な措置を講ずるとあります、もう少し具体的に書いてください。講ずるかどうか信じ難いので。どうかよろしくお願ひいたします。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
【推進体制の整備】		
30	社会の実情に合わせた、施策をアップデートし続けるための制度が必要。行動計画を策定し、4年ごとに改訂するといった方法がある。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
31	少子化対策監室が担当となっているが、教育委員会とも連携しながら進めるべき。子どもの権利の普及・推進にあたり、学校の関与は欠かせない。「権利擁護」と合わせて、施策の検討・実施にあたり連携してほしい。	子どもの権利の普及啓発に当たっては、これまででも教育委員会の協力を得て実施しており、引き続き連携して取組を進めてまいります。
【その他】		
32	食と住はあるけど服を助けてくれればいい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
33	いろんな人たちに守られているというのがわかつてよかったです。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
34	子どもが人から愛されていることをしったので、子どもってすごいなと思いました。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
35	「協力するように努めるもの」だけの一方向性ではなく、協働・連携の概念が必要かと考えます。条例案の子ども版にあるような相談、「子どもが悩んだとき」だけではなく、子どもの立場に立った「どんなときでも・どんなことでも話していい」視点を取り入れてくださることを希望します。条例自らハードルを上げず、「相談」は「悩まないと話してはいけない？」と捉える可能性もあり、まずは「悩みではなくてもいろんなことを話せるんだ」という環境を整えることが、相談体制構築の大前提であることをぜひ条例に組み入れていただきたいと申し上げます。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
3 6	<p>日ごろから子どもの権利に関する活動をしているものです。内容について、よくまとまっていると感じました。命や暮らしに直接かかわらないため、重要視されない項目「参加の促進」「意見の施策の反映」が入ってることはとても良いと思いました。この項目は、意見の表明や参加がその後の人生における QOL などの大きくかかわり、またその経験が次の世代へ伝搬するものだからです。ぜひ、県として大きく促進を図り、特に県及び各市町教育委員会への周知徹底を促し実効性のあるものにしていただきたいと思います。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
3 7	<p>子どもの権利が守られ、子どもが健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指すためにも、ぜひ条例が必要だと考えています。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
3 8	<p>「子ども版」と整合性をもって記載していただきたく思います。全体として子どもの視点がもっとあればと感じます。ぜひ、条文がより子どもを含む県民と県にとって役立つものとなりますよう切に願います。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
3 9	<p>策定プロセスについて。条例の策定にあたり、子どもから意見を聞く必要があるが、どの層からどのように聴取したのか。もし意見を聞いたのであれば、その年齢層、就学状況、障害の有無、地域などの属性を示し、どのような方法（ワークショップ、アンケート、面談等）で、いつ、何件の意見を集めたのかを提示してほしい。これは児童の権利に関する条約 12 条第 2 項が求める、手続的正当性を示すために開示する必要があると考える。</p>	<p>子どもの意見を聞く取組については、対面での意見交換会（8月・11月）を開催したほか、ウェブアンケートを実施いたしました。それぞれの結果については、以下に掲載しております。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/kenri_jyorei.html</p>
4 0	<p>条例の策定や条例案の検討について、どれだけ力を入れて周知を行ったのか。国連子どもの権利委員会（2009）「一般的意見 12 号」では「意見を聽かれる子どもの権利を実施するための段階的措置」として、「準備」の必要性が示され</p>	<p>条例の検討過程については、県ホームページに掲載するとともに、ウェブアンケートや公聴会などにより条例案の周知を行っております。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	ている。条例案のパブリックコメントは、従来の他の条例等と同様に、特に告知することなくホームページ上で公開し、実施されたと思われるが、そのやり方を子どもに適用しては、十分な「準備」が行われたとは言い難い。十分な情報提供と聴聞の環境の整備が不可欠であり、条例策定の段階から広報啓発が不十分であったと言わざるを得ない。	
4 1	学校を通したアンケート調査は広く声を聴くことのできる手段だが、実施したのか。	ウェブアンケートを実施しており、実施に当たっては、学校を通じて依頼しました。アンケートの結果については、以下に掲載しております。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/kenri_jyorei.html
4 2	条例の検討期間について。他の自治体では他の自治体では約2年間かけて条例案を検討した例もある。本県の検討期間は相対的に短く、熟議として十分であったのか疑問が残る。	条例の整備については、令和6年9月から検討を進めてきました。 同様の条例を整備している他都道県でも1年程度で制定している例が多いと聞いております。
4 3	報道では有識者会議が開催されたとあったが、誰が参加したのか（属性でも構わない）。	有識者会議の参加者等については、以下に内容を公開しています。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/kenri_jyorei.html
4 4	子ども版「条例で大切にする考え方は？」について、子どもの権利の普及啓発の目的は子どもが「社会のために」行動することではないはず。大人にとって都合のいい子どもを育てるのではない。「健全育成」から「権利行使主体」へ考え方を改めるべきであり、依然として「こどもまんなか」の理念が浸透していないことを感じる。子どもや市民、専門家を含めた議論が不十分なのではないか。	条例の検討に当たっては、有識者会議のほか、子どもを含めた県民が参加する対面での意見交換会（8月・11月）を実施いたしました。それぞれの結果については、以下に掲載しております。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/kenri_jyorei.html
4 5	条例の早期制定を希望します。現在の年長者世代の「児童～青年期」は、周囲の価値観に合わせて行動していれば社会に適応しやすい時代だったと言えます。今日、時代は急激に変化しており、グローバルで多様な社会環境に置かれ	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>た子どもたちは、自由に発言し、社会参加する権利を有しています。私たち大人には、それらが常に侵されることなく、守り、支えていく役割があります。私はカウンセラーの1人として、長年大人の生きづらさに向き合ってきました。その経験から、子ども時代に「個」として自由に発言できなかった様々な背景があったことを痛感しています。条例制定によって、県が指針を示すことで、未来の大人でもある子どもたちの「生きていく自信」につながっていくだろうと希望を抱いています。</p>	
4 6	<p>子どもが安心して生活し、学び、遊び、そして自分の気持ちを伝えられ、自分らしく生きることができますように、子どもが守られる権利が必要であると思うので子どもの権利基本条例が制定されることをのぞみます。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
4 7	<p>標記の条例制定に賛成です。石川県には、「いしかわ子ども総合条例」があります。最近では、令和5年にヤングケアラーチャンネルに関する規定や子どもの貧困対策に関する規定等が新設されています。今回の「子どもの権利の保障」に関し、既存の条例を改正するのではなく、それに特化した条例制定を目指したことはよいと思いました。特に、「子ども版」が作成されている点です。次代を担う子どもたちには、すべての子どもたちが一人の人として尊重され、安心で安全な環境のもとで、健やかに成長する権利があります。ですが、「子どもの権利」は、大人はもとより、子どもたち自身も、知らないもしくは正しく理解していないのではないかと思う。子ども版(案)では、子どもの「4つの権利」が具体的に書かれていて、わかりやすいと思います。主役である子どもたちが、条例を通して、人権を学び、その権利は保障されること、自分の意見や声は受け止めてもらえること、もし人権が侵害されたときは救済されることを知ってほしいです。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	<p>人権意識を育むこと、自分は自分のままでいい、大切な存在であると思えることは、こどもたちの成長過程において大切だと思います。また、子ども権利保障に関わる大人（さまざまな役割を担った）たちは連携・協同が大切だと思いました。</p>	
4 8	<p>近年の子どもへの虐待、また貧困・不登校、増え続ける子どもの自殺と子どもを取り巻く状況は、厳しいものがあると危惧しております。そんな中、石川県で子どもの権利に関する条例が策定されると伺い、この条例により、子どもはまず正しく権利を学び、一人ひとりがかけがえのない存在であり人として権利を持つことを、また大人は子どもの年齢に応じた保護や配慮をする責任を持つことを県民が共に考える大切な一歩となるよう願っております。</p>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
4 9	<p>子どもの権利条例というストレートな名前の条例が良い。</p>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
5 0	<p>子ども版について、何かしら子どもたちの意見を反映しているのか？子どもの意見を反映させるということを具体化して欲しいと思う。また、先生たちが学校で子どもの権利条例を教える際にそのまま使えるようなものが良いと思う。</p>	子ども版については、子どもの意見は直接反映していませんが、いただいたご意見を参考に今後取り組んでまいります。
5 1	<p>いしかわの子ども権利基本条例の制定を待っておりました。ひと足先に内灘町、白山市が制定されています。県はいつ？という思いでいっぱいでした。とにかく、県の制定で他の市町も動くことが大きいと思います。社会から大人から、守られるはずの子どもがいつの間にかがまんを強いられている世の中を生きているように感じてなりません。世界中が不安定な今こそ、子どもが安心して生きやすいこどもまんなか社会を石川県から発信できるよういしかわ子どもの権利基本条例の制定が必要です。子どもはこれから社会を担っていく大切な</p>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
	宝です。健やかに育んでいくことを願います。	